

令和 8 年 5 月 14 日

国立大学法人 新潟大学
学長選考・監察会議 御中

新潟大学 教育学部長
加藤 茂夫

決 議 文

令和 8 年 2 月 18 日付で、教育学部より提出いたしました「決議文（再々質問）」につきまして、同年 3 月 30 日付で、三輪議長より教育学部教授会議長宛の回答「教育学部教授会決議文について」（以下、「回答」）をお送り頂き、感謝申し上げます。

教育学部教授会の「決議文（再々質問）」におきましては、(1) 第 106 回学長選考・監察会議（令和 7 年 9 月 25 日開催）における委員の発言内容の時系列に従った公開（匿名）、(2) 学長選考・監察会議において全 3 回に渡って実施された投票の結果（白票を含む）の開示、(3) 学長選考・監察会議が厳正かつ公正な委員会であるための課題と改善、上記 3 点を強く要望しました。

しかしながら、頂きました回答には、上記(1)、(2)については「より詳細な議事録の作成、公開、及び投票結果の票数の公開を行う予定はありません」と記されるに止まり、(3)についても具体的な内容が一切記載されていません。誠に残念ではありますが、学長選考・監察会議が担っているはずの説明責任が果たされていると判断することができませんでした。

学長選考・監察会議は「国立大学法人新潟大学の学長の選考（中略）に関する事項を審議する」（同会議規則、第 2 条）という、高い公共性を備えた極めて重要な任務を担っています。国立大学法人は国民の税金によって成立しているわけですから、そのリーダーである学長の選考に関する説明責任は、大学構成員はもちろんのこと、広く国民全体に対して果たされる必要があるのではないのでしょうか。この点に関して、学長選考・監察会議と教育学部教授会との間には無視できない認識の相違が存在するように見受けられます。

教育学部教授会は、学長の選考に関する説明責任の重要性を重視する立場から、第 227 回教授会の議決により、下記の 3 点を強く要望するものです。なお、ここで、「説明」の内容につきましては、選考の結果だけでなく、それに至るプロセスを含むものとご理解ください。

記

1. 第 106 回学長選考・監察会議（令和 7 年 9 月 25 日開催）における委員の発言内容の時系列に従った公開（匿名）、および、全 3 回に渡って実施された投票の結果（白票を含む）の開示を、改めて、強く要望します。

2. 「議事録の作成、公開、及び投票結果の票数の公開を行わない」ことによって、大学構成員を含む国民全体に対して説明責任が果たされるのか。この点に関するお考えを、その理由と合せてお示し頂きたい。それにあたり、次の2点をご検討頂きたい。
 - (1) 「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号。略称「公文書管理法」)。
 - (2) 国立大学法人千葉大学「令和5年度 第6回学長選考・監察会議(対面)議事録」
3. 「次回の選考に向けて改善が必要な事項」として、どのような事項について議論が開始されているのか。「改善が必要」とされる理由と合せて、具体的に説明して頂きたい。

(参考) 公文書等の管理に関する法律 第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

以上、ご検討の程宜しくお願い申し上げます。